

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**

**令和6年6月13日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 2件

**厚生年金保険関係** 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2400006 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2400022 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年 生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から平成元年 4 月 8 日まで

私は、A社に正社員として採用され、試用期間後にA社労働組合に出向し、専従社員として勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の記録が確認できないのはおかしいので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者がA社において一緒に仕事をしていた者及び前任者として記憶している者（以下「同僚（前任者を含む。）」という。）のうち複数名については、同社において厚生年金保険の被保険者と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社は、平成 29 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、閉鎖事項全部証明書により同社を合併していることが確認できるB社は、過去の資料がないため、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険被保険者の資格取得に係る届出並びに請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについて、いずれも不明であると回答している。

また、前述の同僚（前任者を含む。）のうち連絡先の判明した 2 名に、請求者のA社における勤務期間、雇用形態等について照会を行ったものの、回答は得られず、請求者の同社における勤務実態を確認することができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している被保険者の中に請求者の氏名は確認できない上、社会保険オンラインシステム及び紙台帳検索システムにより氏名検索を行ったが、請求者が請求期間に同社において厚生年金保険の被保険者となっていたことを確認できる記録はない。

なお、請求者は、請求期間においてA社労働組合に出向し、同社労働組合の専従社員として

勤務していたとしているところ、「労働組合専従職員に対する健康保険法等の適用に関する件（昭和二四年七月七日）（職発第九二一号）（各都道府県知事あて労働省職業安定・労政・厚生省保険局長連名通知）」において、被保険者がその雇用又は使用されている事業所の労働組合の専従役職員となった場合は、労働組合に雇用又は使用される者としてのみ被保険者となることができるとされていることから、請求者は、A社労働組合に雇用又は使用される者として取り扱われることとなり、A社において厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、オンライン記録によると、A社労働組合が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間後の平成3年2月16日であり、同社労働組合が請求期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2400041 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2400023 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録によると、A社における資格喪失日は昭和 62 年 1 月 31 日と記録されている。A社には、昭和 62 年 1 月 31 日まで在籍していたと認識しているので、資格喪失日を同年 2 月 1 日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者のA社における人事記録を管理するB社から提出された人事システム情報により、請求者の退職年月日は 1987(昭和 62) 年 1 月 30 日であることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録により、請求者のA社における離職年月日は昭和 62 年 1 月 30 日であることが確認できるほか、請求者の厚生年金基金加入記録を管理する企業年金連合会の回答によると、請求者のA社における厚生年金基金の資格喪失年月日は同年 1 月 31 日であり、いずれも厚生年金保険の資格喪失年月日と符合している。

さらに、B社から提出された請求者の昭和 62 年の賃金台帳により、請求者は同年 1 月及び 2 月に給与を支給されているものの、いずれの月においても厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。